

| 提案事項（論点） | 現状等 |
|---|---|
| <p>財務諸表</p> <p>①民間への説明責任を果たすため、「財務・非財務情報」が重要であるが、アカウントリテリィの改善・進化が必要</p> <p>→分かり難いと言われている国立大学法人特有の処理（損益均衡会計・損益外処理）を廃止すべきではないか。</p> <p>→ステークホルダーに説明できる「経営成績」を開示</p> | <p>○民間企業を含めた広く一般に向けてわかり易い財務諸表を公表することは重要と考える。</p> <p>○運営費交付金や寄附金等の収入を負債として計上することや、見返勘定などの損益均衡会計について、民間企業等から分かり難いという意見がある。</p> <p>○一方で、損益均衡会計を廃止することにより、これまで債務として繰越しを行っていた運営費交付金や寄附金が全て収益化されることとなるため、繰越しを行うためには、目的積立金として経営努力認定が必要となるのではないか。</p> <p>※寄附金については、実際には経営努力認定が認められると考えるが、寄附者との関係から問題はないか。</p> <p>※運営費交付金のうち国が用途を特定している特殊要因経費等については前受金として整理することも考えられるのではないか。</p> <p>○損益外処理を無くし、承継資産の減価償却費等を損益計算書に計上することにより、多くの大学では損益計算書上、赤字になることが想定される。</p> <p>→承継資産の減価償却費等について、損益計算に含めるのではなく、損益計算書の中で金額を把握できるような開示方法も考えられるのではないか。</p> |
| <p>経営努力認定（目的積立金）</p> <p>②「損益計算」と一体化しており、「余剰金」があっても「利益」がでないと経営努力認定が受けられない。</p> <p>→目的積立金の対象を予算決算上の余剰金に</p> <p>③中期目標期間終了後ごとに精算が行われるため、中長期的に確実な資金留保できない。</p> | <p>○損益計算書上、赤字にもかかわらず目的積立金とすることは、仕組み上可能か。当期末処理損失を増やして、目的積立金とするのか。</p> <p>○損益計算の結果の利益の範囲内であれば、予算決算上の余剰の考え方を目的積立金の計算に取り入れることは可能（現状の利益のうち現金の裏付けのある金額とほぼ同様の考え方）</p> <p>○次期中期目標期間への繰越は基本的に認められている。よりわかり易くするため、メルクマールの明確化等を行うことを検討。なお、いわゆる2期またぎについても、実質的に認められている。</p> <p>○期をまたいだ目的積立金の繰越については、例えば、中期計画に記載することで、長期的に繰越することが可能かどうか等、今後、在り方について関係省庁と調整を行いたい。</p> <p>○また、中長期的な資金留保のため、⑤の仕組みの導入を検討。</p> |

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議での提案事項に関する検討 2/2

| 提案事項（論点） | | 現状等 |
|---------------|--|--|
| 経営努力認定（目的積立金） | ④「国からの負託」と「大学の自助努力」の資金が合算され経営努力認定されるが、大学の自助努力分は、自動的に留保できるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○目的積立金は、これまで大学の申請どおり全てが認められている。 ○利益を区分するのであれば、財務諸表について、法定勘定により「国からの付託」部分と「大学の自助努力部分」に区分する必要があるのではないか。 ○これまで、運営費交付金以外の相当額の自己収入を有することを踏まえ、利益については、原則として経営努力認定を行い、目的積立金の承認を行ってきたが、自己収入を「大学の自助努力」部分として整理することにより、他の独立行政法人と同様に、経営努力認定が相当厳しくなることが想定される。 |
| 財源の内部留保 | <p>⑤将来の特定の支出に備えた資金の留保が、大学の自由な裁量のもとできない</p> <p>⑥国立大学に内部留保する仕組みが寄附金や目的積立金しかなく、中長期で施設・設備の更新を行う財源の留保ができない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○目的積立金の使途は、大学が中期計画に定めることとされており、範囲は柔軟性のあるものとなっている。 ○施設・設備の維持・更新は大学にとって重要であり、現在の目的積立金の多くがこのために積み立てられている。このため、中長期的に取替更新のための資金を内部留保できる仕組みの導入を検討 ※関係省庁との調整が必要 |
| その他 | ⑦公的研究費の間接経費の証拠書類の整備、使途報告に係る様々なルールが、年度ごとの「使い切り」を求める結果となり、間接経費が中長期の財源にならず柔軟な経営努力の発揮の妨げになっている。 | ○間接経費の制度の問題であるため、制度の変更があった場合には、会計基準上の手当てを行う。 |
| | ⑧国が責任を持つべき債務の可視化 →承継資産の減価償却費相当分の未収計上 | ○国が負担するかどうか確定していない収益を未収計上することは、企業会計等も含めた今の会計の枠組みの中では難しいのではないか。 |
| | ⑨科学研究費補助金の全額収益計上 | ○科学研究費補助金は個人に対する補助金であるため、大学の補助金収益として計上することは難しいのではないか。個人補助（預り金）であることが分かる科目で収入、支出の同額を計上し、その旨を注記するような開示方法は考えられないか。 |

利益の概念

参考

| | 独立行政法人・国立大学法人 | 営利企業 |
|----------------|---|---|
| 主な特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない。 ・資産の更新に当たっての施設費の交付等、国立大学法人等独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存在する。 ・損益の対応関係は、サービスを提供するための費用とそれを賄う財源としての収益という関係にある。 ・国立大学法人等の成果情報には、売上高、利益額等といった財務情報のみならず、非財務情報も含まれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自由な資金調達により利益獲得等を目的とした事業を行う。 ・損益関係は、利益を獲得するために費消した費用という関係にある。 ・成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報で提供される。 |
| 損益計算における利益の考え方 | <p>・当該年度の経営状況を現す。</p> <p>ただし、</p> <p>①国立大学法人等独自の判断では意思決定が完結せず、国立大学法人等の経営責任の範囲外である事項については、これを損益計算書に計上せず、経営努力の算定基礎である利益に反映させない。（損益外処理）</p> <p>②当該年度に行うべき事業を予定通り行えば基本的には収支は均衡するという考え方に基つき、会計上の計上年度による経営努力の変動要因を除くため、費用とそれを賄う財源としての収益の計上年度を一致させる。（損益均衡）</p> | <p>・当該年度の経営成績を現す。 （経営責任の範囲外という考え方はない。）</p> |

| 損益均衡処理の例 | 損益均衡処理（資産見返勘定の計上）を行う場合 | | | 損益均衡処理（資産見返勘定の計上）を行わない場合 | | |
|----------|--|---|---|---|---------------------------------|---------------------------------|
| | X1年度 P/L | X2年度 P/L | X3年度 P/L | X1年度 P/L | X2年度 P/L | X3年度 P/L |
| | 雑益 800 費用 0 利益 800 | 資産見返運営費 交付金戻入 500 減価償却費 △ 500 利益 0 | 資産見返運営費 交付金戻入 500 減価償却費 △ 500 利益 0 | 運営交付金収益 1,000 雑益 800 費用 0 利益 1,800 | 収益 0 減価償却費 △ 500 利益 △ 500 | 収益 0 減価償却費 △ 500 利益 △ 500 |
| | ・X1年度に運営費交付金1,000の交付があり、年度末に固定資産1,000を購入（耐用年数2年） ・X1年度に自己収入800を獲得 ・上記以外の収益、費用は発生しないものと仮定 | | | ★トータルの経営努力は1年目の自己収入（雑益）の獲得の800のみであるが、資産見返の処理を行わない場合には、1年目に1,800の利益、2年目、3年目にそれぞれ500の損失となる。 | | |